

(様式2)

1件250万円を超える業務委託契約案件
(委託料、1者随意契約)

(単位：円)

No.	業務名	業務概要 (数量等)	契約金額 (税込)	契約 締結日	契約期間	契約相手方 (所在地、名称)	随意契約とした理由	所属名
1	草津市物価高騰対応くらし応援給付金システム改修業務	「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～(令和7年11月21日閣議決定)において拡充された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(以下「重点支援地方交付金」という。)を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民に対し、食料品等の物価高騰による負担を軽減するための全世帯へ現金給付を行う。給付の実施にあたり、本制度の効率的な事務運用を目的として、既に導入されている総合行政システム(G-COAS)に対して、システムの改修を行う。	9,419,300	1/20	R8 1/20 ～ R8 7/31	草津市渋川1丁目2番15 トーテックアメニティ株式会社 滋賀事業所	現在運用中の給付金システムへのメニュー追加であり、当該業者以外での対応が困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	物価高騰対応重点支援室
2	つながりサポート事業	貧困・孤立・孤独等様々な問題により不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復できるよう、各種サービスや就労情報の提供により、地域の支援につなげるなど寄り添った支援を行う。	4,426,057	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市大路2丁目1-35 社会福祉法人草津市社会福祉協議会	事業の目的は孤独・孤立で不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるようNPO等の知見を活用したきめ細かい支援をすることであるが、草津市社会福祉協議会は民生委員・児童委員、学区社会福祉協議会の事務局を持つとともに、ボランティア活動への支援を行っており、これらと連携した事業ができること、権利擁護事業、緊急貸付、フードバンク事業、ひとり親家庭への支援などの貧困や課題をかかえる家庭への支援を行う事業を行っていること、地域福祉の推進として地域の実情を把握し住民とともに地域課題に取り組んでいる団体であることから、事業を行う知見があり、きめ細やかな支援が期待できることから、代替性がないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	男女共同参画センター
3	草津市公共施設等予約システム提供業務	システム構築業務	11,845,900	8/18	8/18 ～ 2/28	大津市梅林1丁目3番10号 株式会社バスコ 滋賀支店	プロポーザルにより選定された相手方と契約するため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	経営戦略課
4	衆議院議員総選挙ポスター掲示場作成・設置・撤去業務	選挙用ポスターを各掲示場に掲示するため、作成設置撤去作業を委託する。	6,600,000	1/23	1/23 ～ 2/27	草津市野路六丁目5番1号 株式会社広宣	衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙の執行のため、見積合わせに付する暇がなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	総務課
5	草津市公共施設廃棄物(ビン類除く)処理業務	市内各公共施設で生じる廃棄物(ビン類除く)の収集運搬処理を行う。	25,509,660	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市若竹町9番24号 大五産業株式会社	①業務(事業系一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬処理の委託)を遂行するにたりる車両数、施設、人員及び財政的基盤を有しているのは現時点で市内では大五産業のみのため。(市内で事業系一般廃棄物と産業廃棄物の両方に登録がある業者にヒアリング。車両の準備に半年程度かかり、すぐには受注できず、産業廃棄物の新規受け入れも行っていないということ。) ②当該業務は、日常的に発生する各公共施設からの廃棄物を適切に処理し、施設の衛生環境を保持するためにも年度当初より業務を行うことが必要となるなかで、当該業者は昭和52年から市の収集を行っており、道路状況、集積所の位置を熟知していることから、当該業務を年度当初から円滑に遂行するだけの能力(施設、人員規模)を有する業者は本市の指名願の業者では当該業者のみである。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	総務課

(様式2)

No.	業務名	業務概要 (数量等)	契約金額 (税込)	契約 締結日	契約期間	契約相手方 (所在地、名称)	随意契約とした理由	所属名
6	草津市公共施設廃棄物 (ビン類) 収集運搬業務	市内の公共施設で生じる廃棄物(ビン類)の収集運搬を行う。	3,643,750	4/1	4/1 ~ 3/31	草津市草津町1570-6 有限会社滋賀環境センター	市内の道路状況およびごみ集積所の位置等を熟知しており、当該業務を年度当初から円滑に遂行できるだけの能力(施設、人員規模等)を有する業者は、本市指名業者内では、当該業者しかいないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	総務課
7	草津市庁舎通信システム 保守点検業務	庁舎に設置している電話交換機及び電源装置等の周辺機器を含めた通信設備の保守点検を行う。	4,120,776	4/1	4/1 ~ 3/31	大津市浜大津一丁目1番26号 西日本電信電話株式会社 滋賀支店	当該設備のハード・ソフト両面の専門知識と技術を有する事が必要であり、また当該機器の故障は、市役所への通信(電話)が不可能となる大事故を意味し、復旧にあたっては迅速かつ的確な対応が必要とされるなかで、当該業者は当該設備の納入業者であり、両方の能力を兼ね備えていることから、当該業務を請け負うことができる唯一の業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	総務課
8	固定資産課税技術支援業務	固定資産税の評価および固定資産税制に関する総合的な支援	3,630,000	4/1	4/1 ~ 3/31	大阪市北区堂島一丁目1番5号 梅田新道ビル2階 一般財団法人日本不動産研究所	①日本不動産研究所は、全国約40か所に事業所を有し、不動産に関する研究、鑑定評価等の事業を展開し、全国の市町村から多種多様な支援業務を受託しているため豊富な経験と実績を有している。 ②不動産鑑定士のほか、一級建築士、税理士、ファイナンシャルプランナー等各種資格をもつ職員が実務に携わるなど、豊富な人材と視点から総合的な支援を行っている。 ③総務省から固定資産評価基準の見直しのための調査業務を受託しており、当該基準に精通していることからの確かな助言が可能である。 ④訴訟関係に対応する部署があり、固定資産税に関する訴訟を専門とする弁護士を顧問としているため、訴訟等の専門的なアドバイスについても対応可能である。 以上4つの観点から当該委託業者以外に本業務を受託する能力をもつ業者がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	税務課
9	地域まちづくりセンター ネットワーク環境保守業務	地域まちづくりセンターに配置しているパソコン(4台/1館)のインターネット接続、グループウェアソフトの導入およびネットワーク環境、パソコンの保守業務	2,937,806	4/1	4/1 ~ 3/31	草津市大路二丁目1番35号 公益財団法人草津市コミュニティ事業団	市内の公の施設の指定管理者としての実績とノウハウの蓄積があること、まちづくり協議会への支援の実績が豊富であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	まちづくり協働課
10	会計・税務・労務サポート業務	地域まちづくりセンターの指定管理が円滑に進むことを目的とし、複式簿記による会計処理、税申告および労務管理に対し、税理士・社会保険労務士による技術支援を行う。	9,173,132	4/1	4/1 ~ 3/31	草津市大路二丁目1番35号 公益財団法人 草津市コミュニティ事業団	市内の公の施設の指定管理者としての実績とノウハウの蓄積があること、まちづくり協議会への支援の実績が豊富であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	まちづくり協働課
11	草津駅東口他閉鎖型喫煙 所内空気清浄機維持管理 業務	空気清浄機の点検、清掃および調整等、故障発生時の復旧	3,636,600	4/1	4/1 ~ 3/31	浦安市堀江五丁目19番15号 株式会社プロシード	日鉄鉱業㈱製の空気清浄機の設置および維持管理等を専属で行っているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	生活安心課

(様式2)

No.	業務名	業務概要 (数量等)	契約金額 (税込)	契約 締結日	契約期間	契約相手方 (所在地、名称)	随意契約とした理由	所属名
12	草津市観光宣伝事業	「びわ湖・草津」「宿場町・草津」の魅力をもPRし、観光客誘致を図る。	3,351,431	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市草津二丁目10番21号 一般社団法人草津市観光物産協会	当該事業については、観光PRを行うにあたり、民間を中心としたノウハウの集積と行政との連携および、観光案内所の継続的な運営が可能な唯一の団体であるため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	商工観光労政課
13	草津市まちなか交流施設運営事業	中心市街地の交流拠点である草津市まちなか交流施設「くさつ夢本陣」の運営を行い、商店街活性化を図る。	3,168,569	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市草津二丁目10番21号 一般社団法人草津市観光物産協会	当該事業は、中心市街地活性化のために市民および観光客の利用に供するものであり、適正かつ効率的な事業の推進を行う必要があることから、当該事業の集積と行政との連携が可能である唯一の団体であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	商工観光労政課
14	草津市産業支援コーディネート業務	企業間や産学間における連携、支援機関等の連携強化による異分野融合、新商品開発、事業連携の促進を図る。	5,500,000	4/1	4/1 ～ 3/31	京都市中京区西ノ京東梶尾町8番地 学校法人立命館	当該業務は、平成15年11月に草津市と立命館大学との連携協力に関する協定書を締結し、その連携の一環として実施しており、立命館大学では研究内容やシーズを把握していることから、市内中小企業等との産学連携によるマッチングが円滑に行えることができる。また、立命館大学BKICにある「立命館大学BKICインキュベータ」の入居者支援等を行う必要があり、本業務を立命館大学に委託することで円滑な運営が可能となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	商工観光労政課
15	産業用地確保検討調査業務	頓蓮池において過去に確認されたオニバスについて、生育環境の調査及び埋土種子の確認を行う。	5,753,000	12/24	12/24 ～ 3/19	彦根市平田町243番地16 植物社会学研究所内 滋賀自然環境研究会	オニバスを含む水生植物に関する高度な専門性を有している団体であることから、事業を行う知見があり、代替性がないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	企業立地推進室
16	エコプラ環境学習啓発委託業務	環境学習全般に対する総合的な企画・運営	5,720,000	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市青地町348-10 一般社団法人環境文化フォーラム	専門性を持つ様々な環境学習の展開や人材育成を図ることができる者でなければ難しく、草津市はもとより、国や県、さらには世界的な環境に係る十分な知識が必要であり、それぞれが定めている環境に関する計画などの知識を有し、かつ草津市を中心に積極的に活動できる唯一の業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	環境政策課
17	し尿収集運搬業務	草津市内で発生したし尿を収集し、市が指定する場所へ運搬するもの。 委託する業務は下記の業務および付随する業務とする。 (1) し尿の収集受付業務 (2) し尿の収集運搬業務 (3) 収集予定日の周知業務 (4) 料金徴収業務	57,288,000	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市若竹町9番24号 大五産業株式会社	①平成30年度までは湖南広域行政組合からの受託により、市内で発生したし尿の収集運搬を円滑に遂行してきた実績があり、市内の道路状況および対象世帯の位置等を把握している業者は当該業者以外はなく、当該業務を年度当初から円滑に業務遂行できるだけの能力（施設、人員規模等）を有する業者は、本市指名願業者内では当該業者のみであるため。 ②当該業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号の「受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基盤を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関して相当の経験を有する者であること。」との基準を満たしているため。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	資源循環推進課

(様式2)

No.	業務名	業務概要 (数量等)	契約金額 (税込)	契約 締結日	契約期間	契約相手方 (所在地、名称)	随意契約とした理由	所属名
18	飲・食料用ガラスびん類 収集運搬業務および資源 ごみ収集用コンテナ容器 運搬業務	①草津市内の一般家庭から出る廃棄物（飲・食料用ガラスびん類）を収集計画に基づき収集し、市が指定する場所へ運搬する。 ②一般家庭から排出される資源ごみ（空き缶類、飲・食料用ガラスびん類）を収集するために、地区内の各ごみ集積所に空のコンテナ容器を、市の指定したコンテナ容器運搬計画に基づき、「配置」、「回収」および「移動（回収および配置）」する。	58,594,800	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市草津町1570-6 有限会社滋賀環境センター	①当該業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項に定める「受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基盤を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関して相当の経験を有する者であること。」との基準を満たしている。 ②当該業者は、昭和59年から、本市の一般廃棄物収集運搬業務を円滑に遂行してきた実績があるため、市内の道路状況およびごみ集積所の位置、必要なコンテナの個数等を熟知しており、ごみ集積所の新設や移設へも迅速な対応ができる。また、当該業務を年度当初から円滑に遂行できるだけの能力（施設、人員規模等）を有する業者は、本市指名業者内では、当該業者しかない。 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号において「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。」と定めており、本業務については、経済性の確保よりも、業務遂行の適正を重視すべきである。 ④飲・食料用ガラスびん類等の収集の際に、同時にコンテナを回収することで取り残しを防止でき、また、当日の飲・食料用ガラスびん類の回収が終了し、コンテナが空かないことには次の集積所へ運搬することができないことから、同一業者にてコンテナの管理を一元的に行う必要がある。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	資源循環推進課
19	草津市一般廃棄物収集運搬業務（飲・食料用ガラスびん類等を除く）	草津市内の一般家庭から出る廃棄物（飲・食料用ガラスびん類等を除く）を収集計画に基づき収集し、市が指定する場所へ運搬する。	388,766,400	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市若竹町9番24号 大五産業株式会社	①当該業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号の「受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基盤を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関して相当の経験を有する者であること。」との基準を満たしている。 ②昭和52年から、本市の一般廃棄物収集運搬業務を円滑に遂行してきた実績があり、市内の道路状況およびごみ集積所の位置等を熟知している。また、当該業務を年度当初から円滑に業務遂行できるだけの能力（施設、人員規模等）を有する業者は、本市指名願業者内では当該業者しかない。 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号において「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。」と定めており、本業務については、経済性の確保よりも、業務遂行の適正を重視すべきであるため。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	資源循環推進課
20	粗大ごみ収集運搬業務および粗大ごみリサイクル 推進業務	①市内の一般家庭等から申し込みのあった日常生活に伴って出てくる粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）の対象となる機器を含む。以下同じ。）を発注者の指示に従い、各家庭等から収集し、発注者の指定する場所（草津市立クリーンセンター、家電リサイクル法の対象機器は草津市内の指定引き取り場所）へ搬入する。 ②①で搬入された粗大ごみの中から、リサイクル家具に適当な品物があるときは吟味し、修繕を行ったうえでリサイクル家具コーナーに家具を展示する。また、くさつエコスタイルプラザの講座で使用するための材料を製作する。	22,743,600	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市木川町865番地19 草津環境管理サービス企業組合	①当該業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号の「受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員および財政的基盤を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関して相当の経験を有するものであること。」との基準を満たしている。 ②当該業者は、昭和57年から本市の粗大ごみ収集運搬業務を円滑に遂行してきた実績があり、市内の地理および道路状況を熟知している。また、当該業務を年度当初から円滑に業務遂行できるだけの能力（施設、人員規模等）を有する業者は、本市指名願業者内では当該業者しかない。 ③粗大ごみリサイクル推進業務については、粗大ごみの収集時に再生可能な品物を吟味し、再生利用の判断をしたうえで積み込み・運搬を行うことが必要となるため、粗大ごみの収集業務と粗大ごみリサイクル推進業務は一体で行うことが最も効率的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	資源循環推進課

(様式2)

No.	業務名	業務概要 (数量等)	契約金額 (税込)	契約 締結日	契約期間	契約相手方 (所在地、名称)	随意契約とした理由	所属名
21	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業（大阪湾フェニックス計画）における搬入基地設備の延命化対策や排水処理施設の機能強化のための委託料	5,770,000	4/1	4/1 ～ 3/31	大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階 大阪湾広域臨海環境整備センター	当市は常時搬入可能な廃棄物の最終処分場を保有しておらず、最終処分の受入先として、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業に参画することが最良の策であると考えており、当業者は本事業を実施できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	資源循環推進課
22	草津市生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業	一般就労を目指す前段階の者（就労経験の不足、就労意欲の低下、基礎能力不足など）に対し、一般就労に向けた準備として、基礎能力の形成からの醸成支援を計画的かつ一貫して実施し、自立促進を図る。	8,176,612	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市大路二丁目11番15号 特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	就労支援を行うにあたり、同一の者が継続して支援する必要がある、新たな委託先を指定して事業を実施することは業務効率が悪く、十分な効果が得られないと考えられるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	人とくらしのサポートセンター・生活支援課
23	草津市生活支援体制整備推進業務	単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、まちづくり協議会等の地域を代表する組織、NPO法人、民間企業、ボランティア団体、その他の地縁組織など、地域における多様な事業主体と連携しながら、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実および強化ならびに高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	22,404,000	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市大路2丁目1番35号キラリエ草津4階 社会福祉法人 草津市社会福祉協議会	当該業務については、「草津市生活支援体制整備事業要綱」において、その業務を委託する場合は、草津市社会福祉協議会のみ委託できることを謳っている。また、小学校区ごとにコーディネーターの配置を行い「地域づくり」について協議の場を設置・運営し、住民主体の助け合い活動等の創出を促進する事業であり、入札に適さない業務であることに加え、既に地域団体との活動のノウハウを持っていること等から草津市社会福祉協議会が市内で委託できる唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	人とくらしのサポートセンター
24	草津市アウトリーチ支援事業	支援関係機関との連携や地域住民等とのつながりの構築から、複合化・複雑化した課題を抱えているもしくは制度の狭間に陥っていることで必要な支援が届いていない者又は世帯を把握するとともに、当該本人や世帯と信頼関係を構築し、必要な支援が届くように伴走するもの。	6,644,000	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市駒井沢町343番地 特定非営利活動法人宅老所心	事業の性質上、支援対象者は主にひきこもりの方等であり、アプローチ開始から、接触・対話の積み重ね、社会参加の意欲の醸成、支援方法の検討、支援先（つなぎ先）の調整や決定、事後のアフターフォローといった過程を委託業者（担当者）が長期的に伴走しながら進めていく必要がある。また、支援が完結するまでに時間を要する事業であり、継続した関係性と更なる関係性の構築による効果的な支援が可能となる本業務を委託できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	人とくらしのサポートセンター
25	草津市参加支援事業	各分野（介護・障害・子ども・生活困窮）における既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対し、地域の社会資源等を活用し、本人や世帯の社会とのつながり作りに向けた支援を行うもの。	7,711,000	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市大路2丁目11-15 特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業振興センター	事業の性質上、支援対象者本人につながり続け、本人の意向に沿った支援を行うために、一進一退を繰り返しながら伴走支援を行っていく必要がある。また、支援が完結するまでに時間を要する事業であり、継続した関係性と更なる関係性の構築による効果的な支援が可能となる本業務を委託できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	人とくらしのサポートセンター
26	草津市基幹相談支援センター業務	障害者等からの相談等に応じ、必要な事業を行う。	13,580,961	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市大路二丁目3番11号 特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会	障害者福祉の諸制度・施策に精通しており、特に草津市内における障害福祉の実情を理解し、指定管理など十分な実績と専門性を有している団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	障害福祉課

(様式2)

No.	業務名	業務概要 (数量等)	契約金額 (税込)	契約 締結日	契約期間	契約相手方 (所在地、名称)	随意契約とした理由	所属名
27	草津市在宅医療・介護連携推進拠点運営業務	在宅療養者の支援に関わる医療・介護関係者に対する相談支援、多職種連携や訪問診療医の連携の仕組みづくり、情報共有ツールの活用啓発、市民への在宅医療に関する啓発などを行う。	14,626,920	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市矢橋町1660番地 社会医療法人誠光会	医療と介護の包括的かつ継続的な提供体制の構築を目指し、医療と介護の連携推進を図るための拠点運営を行う。市内の中核病院として、地域診療医との連携や在宅医療バックアップ入院が可能であり、急性期から回復期、療養期とあらゆるステージの病床を持ち、多様な患者の対応から様々な多職種との連携ができる淡海ふれあい病院を持つ社会医療法人誠光会が、委託できる唯一の団体であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	長寿いきがい課
28	草津市地域包括支援センター運営事業	介護保険法第115条の45第2項第1号から第6号(第4号および第5号を除く。)および第115条の48に規定する業務ならびに介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務を委託する。	34,412,000	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市山寺町837番地 社会福祉法人聖優会	これまで市直営の地域包括支援センターの職員として育成してきた人材を有効に活用した事業運営を行うことができる法人に委託するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	長寿いきがい課
29	草津市地域包括支援センター運営事業	介護保険法第115条の45第2項第1号から第6号(第4号および第5号を除く。)および第115条の48に規定する業務ならびに介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務を委託する。	37,736,000	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市矢橋町1660番地 社会医療法人誠光会	これまで市直営の地域包括支援センターの職員として育成してきた人材を有効に活用した事業運営を行うことができる法人に委託するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	長寿いきがい課
30	草津市地域包括支援センター運営事業	介護保険法第115条の45第2項第1号から第6号(第4号および第5号を除く。)および第115条の48に規定する業務ならびに介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務を委託する。	29,250,000	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市岡本町217番地 社会福祉法人よつば会	これまで市直営の地域包括支援センターの職員として育成してきた人材を有効に活用した事業運営を行うことができる法人に委託するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	長寿いきがい課
31	草津市地域包括支援センター運営事業	介護保険法第115条の45第2項第1号から第6号(第4号および第5号を除く。)および第115条の48に規定する業務ならびに介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務を委託	28,297,000	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市笠山一丁目1番40号 社会福祉法人あさひ	これまで市直営の地域包括支援センターの職員として育成してきた人材を有効に活用した事業運営を行うことができる法人に委託するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	長寿いきがい課
32	草津市地域包括支援センター運営事業	介護保険法第115条の45第2項第1号から第6号(第4号および第5号を除く。)および第115条の48に規定する業務ならびに介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務を委託する。	36,839,000	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市上笠一丁目1番22号 社会福祉法人みのり	これまで市直営の地域包括支援センターの職員として育成してきた人材を有効に活用した事業運営を行うことができる法人に委託するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	長寿いきがい課

(様式2)

No.	業務名	業務概要 (数量等)	契約金額 (税込)	契約 締結日	契約期間	契約相手方 (所在地、名称)	随意契約とした理由	所属名
33	草津市地域包括支援センター運営事業	介護保険法第115条の45第2項第1号から第6号(第4号および第5号を除く。)および第115条の48に規定する業務ならびに介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務を委託する。	28,479,000	4/1	4/1 ~ 3/31	草津市志那中町25番地 社会福祉法人寿会	これまで市直営の地域包括支援センターの職員として育成してきた人材を有効に活用した事業運営を行うことができる法人に委託するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	長寿いきがい課
34	成年後見制度利用促進事業委託業務	高齢者や障害者の成年後見制度の相談および申立支援、啓発業務を成年後見センターに委託する。	10,304,668	4/1	4/1 ~ 3/31	草津市野村八丁目5番19号 サ ニーハイツピア105号室 特定非営利活動法人 成年後見セ ンター もだま	湖南4市(草津市、守山市、栗東市、野洲市)および成年後見センターもだまが締結している成年後見制度利用促進事業の実施に関する協定書により、委託料の金額は成年後見制度利用促進事業運営協議会で決定しており、契約の目的物が代替性のないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	長寿いきがい課 障害福祉課
35	草津市特定健診受診率向上業務	特定健康診査の受診勧奨業務	9,041,087	6/26	6/26 ~ 3/31	品川区西五反田一丁目27番2号 株式会社キャンサーズキャン	プロポーザルにより選定された相手方と契約するため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	保険年金課
36	令和7年度草津市病児・病後児保育事業委託	病児保育室「陽だまり」の運営	13,443,000	4/1	4/1 ~ 3/31	草津市矢橋町1660番地 社会医療法人誠光会 淡海医療セ ンター	病児・病後児保育事業の実施にあたり草津栗東医師会が公募により応募した草津市南部地域で唯一の医療機関であり、他に委託する医療機関がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	こども若者政策課
37	令和7年度草津市病児・病後児保育事業委託	病児保育室「こっこ」草津ルームの運営	4,489,674	10/14	10/14 ~ 3/31	名張市希央台四番町2番 医療法人グリーンズウォード	プロポーザルにより選定された相手方と契約するため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	こども若者政策課
38	草津市地域子育て支援拠点業務(センター型)	子育て支援拠点業務委託業務	8,152,000	4/1	4/1 ~ 3/31	草津市上笠一丁目1番22号 社会福祉法人みのり	保育の継続性や安全性を担保する必要があり、長年にわたり地域において子育て支援事業を展開している事業者として代替性のきかないものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	子育て相談センター
39	草津市ファミリー・サポート・センター運営業務	草津市ファミリーサポートセンター運営委託業務	4,250,000	4/1	4/1 ~ 3/31	草津市東草津一丁目1-15 特定非営利活動法人NPO子ども ネットワークセンター天気村	地域において当該事業の安定的な運営とサービスの質の確保を目的とし、長年にわたり仕事および育児を両立させる環境整備の一助となる子育てサポート体制を築いている事業者として代替性のきかないものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	子育て相談センター

(様式2)

No.	業務名	業務概要 (数量等)	契約金額 (税込)	契約 締結日	契約期間	契約相手方 (所在地、名称)	随意契約とした理由	所属名
40	令和7年度草津市都市計画図等変更業務	大津湖南都市計画区域区分・用途地域・地区計画の変更に伴う都市計画図および都市計画データの変更を行い、草津市統合型地図情報システムおよび公開型地図情報システムへ変更した都市計画データのセットアップを行う。	2,882,000	12/24	12/24 ～ 3/13	大津市梅林一丁目3番25号 (1st森田ビル7F) アジア航測株式会社 滋賀営業所	都市計画縦覧図の原因は電子情報として管理しており、「草津市統合型地図情報システム」、「公開型地図情報システム」に使用している。 都市計画データの作成と「草津市統合型地図情報システム」および「公開型地図情報システム」へのセットアップについては、両システムの開発者であるアジア航測株式会社のみが対応可能であり、他の業者では対応が困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	都市計画課
41	草津市屋外広告物管理システム更新業務	導入している屋外広告物管理システムについて、利用していた地図情報システムエンジンのメーカーサポート終了に併せて、統合型GISを利用した屋外広告物管理システムへ更新する。	4,972,000	6/11	6/11 ～ 3/31	大津市梅林一丁目3番25号 (1st森田ビル7F) アジア航測株式会社 滋賀営業所	当該システムは、アジア航測株式会社が開発、導入したものであり、このシステムを改修できる唯一の業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	都市計画課
42	中心市街地公共空間賑わい創出業務	・中心市街地エリア内の公共空間における賑わい創出事業の実施 ・草津川跡地公園管理運営会議のうち事業者活動部会（草津川跡地公園（de愛ひろば））にかかる事務局業務	6,000,000	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市草津3丁目12-3 旧山内邸 草津まちづくり株式会社	草津まちづくり株式会社は、市が都市再生推進法人に指定した公共的団体であり、賑わいを周辺へ波及させ中心市街地エリア全体への回遊性の向上を図ることができる唯一の団体であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	都市地域戦略課
43	草津駅周辺ウォークブル都市検討業務	・中心市街地エリアの交通環境の把握、整理 ・ビッグデータを活用した人流動向および交通実態の調査 ・課題整理 ・今後の方向性の提案	9,878,000	6/19	6/19 ～ 3/13	滋賀県大津市中央3丁目2-1 セザール大津森田ビル 中央復建コンサルタンツ株式会社 滋賀営業所	プロポーザルにより選定された相手方と契約するため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	都市地域戦略課
44	デザイン会議等運営支援業務	・デザイン会議の企画、運営、開催、進行 ・プロジェクトの進捗管理 ・プロジェクトのクオリティ管理 ・関係者との調整	7,000,000	4/1	4/1 ～ 3/31	草津市草津3丁目12-3 旧山内邸 草津まちづくり株式会社	都市再生推進法人である草津まちづくり株式会社は、草津駅周辺エリア未来ビジョンにおいて「つなぐ」役割を担い、「出会うつながる」場であるデザイン会議の運営を支援できる唯一の団体であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	都市地域戦略課
45	草津市指定道路台帳システムに係るデータ更新業務	指定道路台帳システムに係るデータ更新業務	6,316,200	4/1	4/1 ～ 3/31	滋賀県大津市梅林1-3-10 株式会社バスコ 滋賀支店	草津市避難経路整備促進業務の受託者が株式会社バスコ滋賀支店であり、データの更新やシステムの保守を他業者が行うことは困難なため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	建築政策課

(様式2)

No.	業務名	業務概要 (数量等)	契約金額 (税込)	契約 締結日	契約期間	契約相手方 (所在地、名称)	随意契約とした理由	所属名
46	令和7年度 橋梁点検の 地域一括発注に関する協 定書	草津市における橋梁の点検	30,402,900円	5/13	5/13 ~ 3/31	滋賀県草津市野路六丁目9番23号 公益財団法人滋賀県建設技術センター	橋梁点検業務の実施に際しては、橋梁に関する高度な知識、損傷度合いを正確に判断できる経験等が必要であり、橋梁に関する知識や経験に乏しい滋賀県内の各市町においては、課題となっている。このような背景の下、公益財団法人滋賀県建設技術センターでは、各市町への支援を行うため、平成27年度に統一的な点検の診断を実施する体制を確立し橋梁点検の一括発注を実施していることから、総合的に判断し、円滑的な橋梁点検を実施するため、橋梁に精通している公益財団法人滋賀県建設技術センターに橋梁点検の実施、監督を委託するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	道路課
47	山寺川市街地排水浄化施 設維持管理業務	機器保守点検費 1式 汚泥処理管理 1式 浄化植物管理 1式 場内管理 1式 導水路管理 1式 水質・植生・濁度調査 1式	12,221,000	4/1	4/1 ~ 3/31	滋賀県草津市若竹町9-24 大五産業株式会社	本業務は、施設の機器を含めた保守点検管理業務と水質検査等の調査で、特に貯留兼沈殿施設の汚泥処理・処分、水質調査は、水処理施設でありながら、浄化槽清掃と類似する部分があり、作業資格や豊富な知識・経験を有していることが必要である。また、毎月の緻密な報告や水質検査の分析力や調査方法、更には、施設内の通水変更を県から求められた場合の対応も適確に処理しなければならない。このことから、長年にわたり本業務に精通していることや施設内の異常時には機材・人員等の迅速(本社等が近隣にある)な対応が可能であり、一般廃棄物や産業廃棄物の収集運搬の許可を受けていることも重要なことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	河川課
48	草津市水防体制支援業務	災害対策支援情報提供 1式 情報発信及び職員参集 1式	2,772,000	4/1	4/1 ~ 3/31	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 株式会社ウェザーニューズ	水防初期体制を図るためには、適確かつ迅速な気象情報取得が求められるなかで、気象専門予報士からの情報取得が必要とされる。また、複数の観測拠点からの情報を保有し、専門的知見から実測・予測のうえ、水防体制指標に基づく意思決定ができる業者が他にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	河川課
49	枯損木伐採業務	枯損木伐採 高木 N=6本、竹 A=72㎡	3,597,000	3/13	3/13 ~ 3/27	草津市青地町574 草津造園協同組合	造園組合が市内公園内を管理していること、および「市内都市公園等樹木点検業務」を受注し点検を行ったことから、円滑な現場着手が可能であったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	公園緑地課
50	草津川跡地(区間4)JR 上部管理業務	草津川跡地(区間4)JR上部の維持管理および 清掃など	4,972,000	4/1	4/1 ~ 3/31	草津川跡地公園マネジメント・ パートナーズ (代表構成員) 大阪府大阪市中央区南船場一丁目 9番1号 株式会社E-DESIGN (構成員) 大阪府枚方市伊加賀寿町1番5号 京阪園芸株式会社 大阪府大阪市淀川区西中島4-13- 24花原第三ビル303 株式会社studio-L	業務の内容や状況を熟知するとともに、維持管理のための人員、機材及びデータ等を保有している草津川跡地公園(区間2・5)指定管理者に委託することで、草津川跡地公園(区間5)と合わせて、隣接する(仮称)草津川跡地公園(区間4・JR上部)を一体的に管理して、効率的に業務を行う必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	草津川跡地整備 課

(様式2)

No.	業務名	業務概要 (数量等)	契約金額 (税込)	契約 締結日	契約期間	契約相手方 (所在地、名称)	随意契約とした理由	所属名
51	草津市上水道台帳システムデータ更新業務	上水道台帳システムのデータ入力、更新 一式	6,215,000	8/25	8/25 ～ 2/27	㈱管総研	上水道台帳システム及びデータ形式は、見積徴収予定である業者が個別開発した専用データであり、他業者では更新作業が出来ず、システムを設計・開発した者でないと業務を履行することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約を締結。	上下水道施設課
52	草津市下水道システムデータ更新業務	下水道台帳システムのデータ入力、更新 一式	5,830,000	7/24	7/24 ～ 2/20	パシフィックコンサルタンツ㈱滋賀事務所	下水道台帳システム及びデータ形式は、見積徴収予定である業者が個別開発した専用データであり、他業者では更新作業が出来ず、システムを設計・開発した者でないと業務を履行することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約を締結。	上下水道施設課
53	浄水場コンピューター監視装置点検整備業務	北山田・ロクハ浄水場のコンピューター監視装置の年間保守との精密点検整備	6,160,000	4/1	4/1 ～ 3/31	大阪市北区梅田二丁目4番9号 横河ソリューションサービス㈱ 関西支社	当該装置の構造およびコンピュータソフト等に熟知しており、点検整備に必要な専門器具や専用交換補修部品を持ち、適正かつ安全度・信頼性の高い業務を行う技術力を有するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約を締結。	ロクハ浄水場 北山田浄水場
54	北山田浄水場配水ポンプVVVF盤他電気設備定期点検業務	配水ポンプ盤、PWM装置、プロセスコントローラ等 主要な電気設備の精密点検整備	7,700,000	6/3	6/3 ～ 2/27	京都市下京区綾小路通烏丸西入童 待者町159番1 日新電機㈱ 京都営業部	機器の分解点検を伴うため、設備を熟知している製造・設置業者でないと故障する等、著しい支障が生じる恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約を締結。	北山田浄水場
55	緊急遮断弁保守点検整備業務	新低区、旧低区、南笠高区配水池に設置されている緊急遮断弁及び南笠高区配水池に設置されている流出遮断弁の点検及び消耗部品の交換	4,664,000	6/9	6/9 ～ 12/19	大阪市淀川区宮原三丁目5番24号 株式会社前澤エンジニアリング サービス 大阪営業所	当該設備は前澤工業㈱の製品であり、前澤工業㈱のメンテナンス専門会社である当該業務を実施できる唯一の業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約を締結。	ロクハ浄水場
56	ロクハ浄水場攪拌機定期点検業務	ロクハ浄水場に設置されている攪拌機の点検及び消耗部品の交換	3,553,000	6/13	6/13 ～ 9/30	草津市青地町740-1 井原工業株式会社 滋賀営業所	当該業者は近隣で部品調達及び分解整備のできる唯一の業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約を締結。	ロクハ浄水場

(様式2)

No.	業務名	業務概要 (数量等)	契約金額 (税込)	契約 締結日	契約期間	契約相手方 (所在地、名称)	随意契約とした理由	所属名
57	草津市会計事務審査等業務	①支出命令書等の審査業務（支出命令書等の書類の仕分け、審査、計算等） ②収入振替業務 ③業務マニュアルの改訂、業務効率化に向けた改善提案業務	151,985,775	9/30	R7 9/30 ~ R12 12/31	大阪府大阪市北区大深町4-20 グランフロント大阪タワーA14F アデコ株式会社 OSセールス西日本支社	プロポーザルにより選定された相手方と契約するため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	会計課
58	草津市中学校給食調理・洗浄等業務	中学校給食の調理・洗浄・配送などの委託業務	786,720,000	9/10	R7 9/10 ~ R13 7/31	横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地 ハーベストネクスト株式会社	プロポーザルにより選定された相手方と契約するため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結。	学校給食センター